

<参考>

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

(改善命令)

第十九条の三(要約)

次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者等）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一（略）

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）都道府県知事

第十四条第12項（要約）

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

→廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（要約）

第六条 産業廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。

→→第三条第一号 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

第十四条の四第12項（要約）

特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

→廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（要約）

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イ、ロ及びニ、第四条の二第一号イからニまで並びに第六条第一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。

→→第三条第一号 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。